

金沢市における再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則制定（案）の概要

第1 制定の主旨

本市では、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理（以下「再エネ設備の適正設置等」という。）について、基本理念を定め、市、事業者、土地所有者等及び市民の責務を明らかにするとともに、再エネ設備の適正設置等に関する基本事項を定めることで、市民の安全で安心な生活環境を確保し、かつ、自然環境、景観、生活環境等と調和した再生可能エネルギーの利用を推進するため、「金沢市における再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」（以下「条例」という。）を令和4年度金沢市議会12月定例会月議会に上程しています。

条例の制定に伴い、金沢市における再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則を制定し、適用除外となる再生可能エネルギー発電設備、許可基準等必要な事項を定めます。

第2 制定の内容

1 適用除外となる再生可能エネルギー発電設備（条例第3条関係）

周辺の住民の生活及び環境への影響が軽微であるとして、条例第9条から第31条までの規定を適用しない再生可能エネルギー発電設備を定めます。

- (1) 再生可能エネルギー源が太陽光
 - ア 出力が20キロワット未満の設備
 - イ 建築物に設置する設備
- (2) 再生可能エネルギー源が風力
 - ア 出力が20キロワット未満の設備
 - イ 高さが15メートル以下の設備
- (3) 再生可能エネルギー源が水力
出力が100キロワット以下の設備

2 抑制区域（条例第10条関係）

事業者が再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする際、あらかじめ市長の許可を受けなければならない区域は、次のとおりとします。

- (1) ふるさと石川の環境を守り育てる条例の規定により指定された石川県自然環境保全地域の区域
- (2) 金沢市自然環境保全条例の規定により指定された金沢市自然環境保全区域
- (3) 景観法に規定する景観地区

- (4) 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例に規定する伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域及び伝統環境調和区域
- (5) 都市計画法に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域並びに風致地区の区域
- (6) 宅地造成等規制法の規定により指定された宅地造成工事規制区域
- (7) 文化財保護法に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地及び伝統的建造物群保存地区の区域
- (8) 文化財保護法の規定により指定され、又は登録された史跡、名勝又は天然記念物が存する土地の区域
- (9) 石川県文化財保護条例の規定により指定された石川県指定史跡、石川県指定名勝又は石川県指定天然記念物が存する土地の区域
- (10) 金沢市文化財保護条例の規定により指定され、若しくは登録された記念物又は同条例の規定による認定を受けた認定歴史文化遺産が存する土地の区域

3 近隣関係者（条例第12条関係）

再生可能エネルギー発電設備の設置により生活環境に著しい影響を受けるおそれがある者について、次のとおりとします。

- (1) 事業区域をその区域に含む町会の区域内の居住者及び事業者
- (2) 事業区域に隣接する土地又は建築物の所有者及び占有者
- (3) その他市長が必要があると認めたもの

4 設置許可の基準（条例第14条関係）

自然環境、景観、生活環境等についての再生可能エネルギー発電設備の基準を次のとおりとします。

- (1) 「2 抑制区域（条例第10条関係）」に掲げる(1)～(10)の区域において、それぞれ(1)～(10)に規定する法令に適合していること。
- (2) 希少野生動植物種の保護に配慮した事業計画となっていること。
- (3) 造成計画等が、市長の定める基準に適合したものであること。
- (4) 事業区域内の雨水その他の地表水を事業区域外へ直接流出させることがないよう必要な排水機能を有していること。
- (5) 排水施設の構造が、河川法又は下水道法に基づく基準を満たすものであること。
- (6) 排水施設の放流先の排水能力に応じて必要がある場合は、流出を抑制するための適切な施設が設置されていること。

5 軽微な変更（条例第15、18条関係）

抑制区域の場合は届出を行うこととし、その他の区域の場合は届出不要とする軽微な変更は、次のとおりとします。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更
- (2) 正当な理由のある設置工事の着手予定日又は完了予定日の変更
- (3) その他市長が定める変更

6 適正な維持管理（条例第20条関係）

- (1) 再生可能エネルギー発電設備及び事業区域を安全かつ良好な状態で維持するための維持管理に関する基準

ア 再生可能エネルギー発電設備等について、適正に保守点検及び維持管理するために必要な体制を整備し、実施するものであること。

イ 再生可能エネルギー発電設備等について、災害の発生又は自然環境、景観、生活環境等の保全上の支障を防止するための対策が適正に実施されていること。

- (2) 再生可能エネルギー発電設備等に係る災害時及び廃止後の措置について遵守しなければならない事項

ア 災害時の措置

(ア) 速やかに当該再生可能エネルギー発電設備の状況の確認を行い、直ちに必要な措置を行うこと。

(イ) (ア)の実施方法について定めておくこと。

イ 廃止後の措置

(ア) 再生可能エネルギー発電設備を速やかに撤去すること。

(イ) 再生可能エネルギー発電設備の再使用等に努め、廃棄物の発生を抑制すること。

(ウ) 再生可能エネルギー発電設備の撤去により発生した廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令等に従い、適正な処理を行うこと。

(エ) 事業区域であった土地について、整地、緑化、修景その他災害の発生の防止並びに自然環境、景観、生活環境等の保全のために必要な措置を行うこと。

第3 施行期日

令和5年4月1日（条例の施行の日）